



その他

名称／相談方法	場所	地図	相談日	相談時間	問合せ
市民相談 	広報戦略課 広聴係 (市役所第二庁舎 1階)	P20 29	月～金曜	9時～17時15分	広報戦略課 広聴係 電話：06-6858-2034

こんなときにご相談ください

- 日常生活上のさまざまな問題について、内容の整理や解決に向けた情報提供などをうけたい
- ※内容により、弁護士相談などの専門相談もご案内します。

名称／相談方法	場所	地図	相談日	相談時間	問合せ
福祉なんでも相談 	豊中市社会福祉協議会 (岡上の町 2-1-15 すこやかプラザ内)	P20 26	月～金曜	9時～17時15分	豊中市社会福祉協議会 (本部) 電話：06-6848-1279

こんなときにご相談ください

- 福祉サービスや制度について知りたい など
- ※どこに相談すればよいのかわからないことでもお気軽にご相談ください

名称／相談方法	場所	地図	相談日	相談時間	問合せ
心配ごと相談 	豊中市社会福祉協議会 (岡上の町 2-1-15 すこやかプラザ 2階)	P20 26	月・木曜	13時～15時30分	豊中市社会福祉協議会 電話：06-6841-9388 ファクス：06-6841-2388
親族後見相談(来所相談) ※要予約 	豊中市社会福祉協議会 (岡上の町 2-1-15 すこやかプラザ内)	P20 26	第3金曜	13時～15時	豊中市社会福祉協議会 (本部) 電話：06-6841-9382

専門的解決を要する内容には、より適切な相談窓口やサービスの申込先を紹介しています。

こんなときにご相談ください

- どこに相談したらよいかわからないとき
- 誰かに話したいけれども話しにくいとき

名称/相談方法	場所	地図	相談日	相談時間	問合せ
民生委員・児童委員への相談 	(相談内容に応じて)	-	随時	随時	各民生委員・児童委員 ※担当の委員が分からないときは、地域共生課へ 電話：06-6858-2219

住民の立場に立って子育てや介護などの相談に応じ、専門機関へつないだり福祉サービスなどの情報提供を行ったりします。

- 福祉サービスや制度について知りたい など

こんなときにご相談ください

名称/相談方法	場所	地図	相談日	相談時間	問合せ
保健・福祉・子育てサービス 「話して安心、困りごと相談」 	健康福祉サービス苦情調整委員会 (市役所第二庁舎3階)	P20 29	①月～金曜 ②第1～4水曜 ※②は専門委員による相談(要予約)	① 9時～17時15分 ② 13時～16時	健康福祉サービス苦情調整委員会事務局 電話：06-6858-2815 ファクス：06-6854-4344 メール：fukushisoudan@city.toyonaka.osaka.jp

- サービス契約に関する相談のため、未成年者等単独で法律行為ができない人は、後見人が同行してください。
- 老人ホームや保育所などの福祉施設から一方的な取り決めを伝えられ困っている など

- 施設の職員の対応がきつく、言いたいことが言えない

こちらもご利用ください 女性のための法律相談…P. 3

こんなときにご相談ください

名称/相談方法	場所	地図	相談日	相談時間	問合せ
弁護士相談 ※要予約(約30分) 	広報戦略課 広聴係 (市役所第二庁舎1階)	P20 29	水・金曜	13時～17時	広報戦略課 広聴係 電話：06-6858-2034

弁護士が内容を聴取し、法律に照らして助言を行います。

- 相続や離婚、借金などについて弁護士に相談したい
- ※木・日曜に実施する場合があります(相談日はホームページでご確認ください)。

こんなときにご相談ください

名称/相談方法	場所	地図	相談日	相談時間	問合せ
更生保護サポートセンター 	更生保護サポートセンター (中桜塚 2-28-8 地域共生センター3階)	P20 33	月～金曜	10時～16時	更生保護サポートセンター 電話：06-6852-5205

地域住民からの犯罪・非行に関する相談、保護司の保護観察処遇活動の支援、新任保護司の相談対応などを行っています。

- 保護観察処分中の人などで、生活上の心配がある など

こんなときにご相談ください

名称/相談方法	場所	地図	相談日	相談時間	問合せ
被爆者相談 	地域共生センター (中桜塚 2-28-8)	P20 33	第1・3金曜	13時30分～ 15時30分	地域共生課(事務局) 電話：06-6858-2220

- 豊中市原爆被害者の会会員が対応します
- 被爆者で、医療や日常生活の悩みがあるとき

こんなときにご相談ください